

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、保育事業及び介護福祉事業といった公共性の高い事業を営んでいるため、法令遵守と経営の透明性の確保が重要であると認識しております。このような認識に基づき、コーポレート・ガバナンスを、法令遵守と経営の透明性確保と経営理念の実現を両立させるための仕組みと位置づけ、経営環境の変化に対応する機動的な経営判断及び監督機能の実現を意識した組織体制の構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社GRIT	4,533,000	60.56
雨田 武史	450,180	6.01
RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	83,900	1.12
徳田 克紀	62,000	0.82
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	56,300	0.75
光田 佳生	51,000	0.68
張 賀楠	36,700	0.49
住本 幸士	36,000	0.48
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	35,900	0.47
大畑 清香	32,700	0.43

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

株式会社GRIT

親会社の有無 更新

なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2026年3月31日時点の株主名簿をもとに、当社グループ役職員の新株予約権行使の状況を把握可能な範囲で反映したものとなっております。なお、株式会社GRITは、当社代表取締役社長である雨田武史氏の資産管理を目的とする会社であり、雨田武史氏が議決権の10%を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 グロース、名古屋 ネクスト
決算期 更新	3 月
業種 更新	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引につきましては原則として行わない方針としておりますが、やむを得ず取引を行なう場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行なうこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	更新	1 年
取締役会の議長	更新	社長
取締役の人数	更新	8 名
社外取締役の選任状況	更新	選任している
社外取締役の人数	更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新	3 名

会社との関係(1)

[illegible]

赤木 啓輔	他の会社の出身者												
白崎 識隆	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川畑 大輔		○	――	川畑大輔氏は、数社において代表取締役、取締役、監査役の経験があります。組織運営に関する豊富な実務経験を有していることから、社外取締役として選任しております。 また、独立役員の要件を満たし、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
赤木 啓輔	○	○	――	赤木啓輔氏は、公認会計士及び税理士であり、主に財務・会計に関し、公認会計士、税理士として専門的見地を有していることから、社外取締役として選任しております。 また、独立役員の要件を満たし、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
白崎 識隆	○	○	――	白崎識隆氏は、弁護士であり、主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士として専門的見地を有していることから、社外取締役として選任しております。 また、独立役員の要件を満たし、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし
--	----

現在の体制を採用している理由 更新

当社では、現行の体制において監査等委員会の職務が十分に遂行できる環境が整っていると判断しているため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置していません。具体的には、内部監査部門や会計監査人との緊密な連携体制を構築しており、これにより監査等委員会が必要とする情報の収集や分析が円滑に行なわれています。また、監査等委員である取締役が自ら積極的に情報収集を行ない、取締役

会やその他重要な会議に出席して意見を述べる事が可能な体制を確保しております。
さらに、当社は監査等委員会の独立性及び実効性を維持することを最優先事項としており、現行の体制がこれらを十分に担保できると考えております。なお、監査等委員会から補助者の設置について要請があった場合には、速やかに対応できる準備を整えております。
以上の理由から、当社では現時点で監査等委員会の職務を補助すべき専任の取締役及び使用人を設置せず、現在の体制を採用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

監査等委員会は、内部監査部門とともに、当社各部門及び店舗における内部管理の状態を監査し、取締役会等は、これらの結果を踏まえ、必要に応じて改善の指示等を行なっています。また、各監査等委員は、内部統制部門、内部監査部門及び会計監査人との情報の交換など密接な連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性を高めるよう努めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	更新	なし
----------------------------	----	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	3名
---------	----	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	更新	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----	----------------

該当項目に関する補足説明

更新

2022年4月16日に、第1回新株予約権(無償ストック・オプション)を当社従業員、当社子会社従業員に付与しております。
同日、第2回新株予約権(有償ストック・オプション)を当社取締役3名、当社監査役(現:取締役監査等委員)1名、当社子会社取締役4名に付与しております。
また、2025年5月29日、第3回新株予約権(有償ストック・オプション)を当社取締役3名、当社の社外取締役1名、当社の監査役(現:取締役監査等委員)1名、子会社の取締役5名、子会社の従業員3名に付与しております。
なお、個人別の付与数については、勤務実績、業績への貢献度合い等を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	更新	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	----	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

更新

付与対象者は、勤務実績、業績への貢献度合い等を勘案して決定しております。
なお、行使期間は第1回新株予約権は2024年4月16日から2032年3月30日、第2回新株予約権は2023年6月1日から2027年5月31日、第3回新株予約権は2027年5月15日から2029年5月15日となっており、第2回新株予約権については全て行使済みであり、第3回新株予約権については提出日現在、行使はありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円以上の者はおりませんので、個別報酬の開示は行なっておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて当社の業績、他社水準、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。
個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき、代表取締役社長である雨田武史氏が各取締役の職位、業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定しております。なお、決定された個人別の報酬額は、取締役会において審議を経て承認されております。
また、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役へのサポートは管理本部で行なっております。取締役会の資料等の必要書類の事前の提供を行ない、社外取締役が十分に検討できる時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行なっております。また、監査等委員である非常勤取締役2名に対しては、監査等委員である常勤取締役より監査等委員会監査、会計監査人監査、内部監査間の情報の共有を行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(a) 取締役会・役員体制

当社取締役会は、8名の取締役により構成されております。代表取締役社長を議長とし、迅速かつ的確な経営判断を行なうため、定例取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について審議・決定しております。代表取締役社長及び各取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は代表取締役社長及び各取締役の業務執行を監督しております。

(b) 監査等委員会

当社の監査等委員は、3名(うち社外取締役2名)体制となっており、取締役会等の重要な会議に出席し取締役の業務執行を監査するほか、監査法人、内部監査人との連携を密におこない、会計監査及び業務監査をおこなっております。

また、社外取締役の独立性については、当社と利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じないことで確保されると考えております。

(c) 会計監査人

当社グループは、監査法人コスモスと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の規定に基づく会計監査を受けるとともに、重要な会計課題についても随時相談・意見交換を実施しております。同監査法人及び同監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。

(d) リスク・コンプライアンス委員会

当社の代表取締役社長を委員長としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、3か月に一度開催しております。リスク・コンプライアンス委員会ではリスク及びコンプライアンスに係る事項の検討、審議を行ない、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

(e) 責任限定契約

当社は、取締役が、その職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等である者を除く一部の取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社の事業内容や企業規模から、監査等委員会設置会社が最適であると判断しております。また、監査等委員でない社外取締役(1名)及び監査等委員である社外取締役(2名)を選任することで、取締役の業務執行に対する牽制及び監督機能の向上を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後検討すべき課題として考えております。
集中日を回避した株主総会の設定	今後検討すべき課題として考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主構成を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき課題と考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社ホームページにIRページを設けているほか、名証IRエキスポへ参加して説明会を開催しており、情報提供の充実を図っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と考えております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	株主総会招集通知、決算短信等決算情報、事業計画及び成長可能性に関する事項、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、財務データ等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はステークホルダーからの信頼を得ることを重要と考え、「重要情報等開示規程」に基づき、適時適切かつ公平な情報提供を行なっております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	給食による食品ロスの削減活動や、社内PCのリユース製品化等により、環境負荷の低減に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時、適正かつ公平な情報開示を行なうことにより、当社の信頼性及び経営の透明性を確保し、資本市場において当社の適正な企業価値評価を得るよう努める方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループの内部統制システムに関する基本方針を次のとおりとしております。当社グループは、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行ない、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス委員会が中心となって各部門と連携し、当社グループのコンプライアンスに関する取組みを推進する。

法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的として、内部通報窓口及び相談窓口を設け、内部通報制度を整備する。

代表取締役社長直轄の内部監査室を設ける。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部統制システムに関する監査を実施し、代表取締役社長に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「機密情報管理規程」、その他の社内規程に基づき、適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行ない、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定及び業務執行の監督を行なう。取締役会において付議すべき重要事項については「取締役会規程」、「職務権限規程」に規定した事項とする。

取締役会の決定に基づく業務執行については「組織規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを明確にし、効率的な執行体制を整備する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループで定める「コンプライアンス規程」を周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を行なう。

内部監査室は、内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

取締役会は、監査等委員会と必要に応じて協議を行ない、監査等委員会の職務を補助する使用人を任命及び配置することができるものとする。

監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会は、取締役会のほか業務執行の重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。

取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実を監査等委員会に報告し、不正行為や法令並びに定款違反行為を認知した場合も速やかに監査等委員会に報告する。

当社グループは、取締役及び使用人が、監査等委員会に前号の報告を行なったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを保証する。

8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、監査等委員会の職務の執行により生ずる費用等について、費用の前払等の請求を受けたとき、監査に係る緊急又は臨時に支出した費用又は債務が発生したときは、明らかに監査等委員会の職務に関係しないと認められるものが含まれる場合を除き、請求に基づき速やかに支払手続を行なう。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図る。

取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、監査等委員会との意思疎通、情報の収集・交換が行える体制を整備する。

監査等委員会は、適時に会計監査人又は内部監査室と会合を行ない、意見及び情報の交換を行なうとともに、必要に応じて会計監査人又は内部監査室に報告を求める体制を整備する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を維持するため、経理業務に関する諸規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制システムを整備し、継続的に必要な是正を行なう。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛

り込んでおります。さらに暴力団追放運動推進市民センターの賛助会員になることで情報交換を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行なっております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

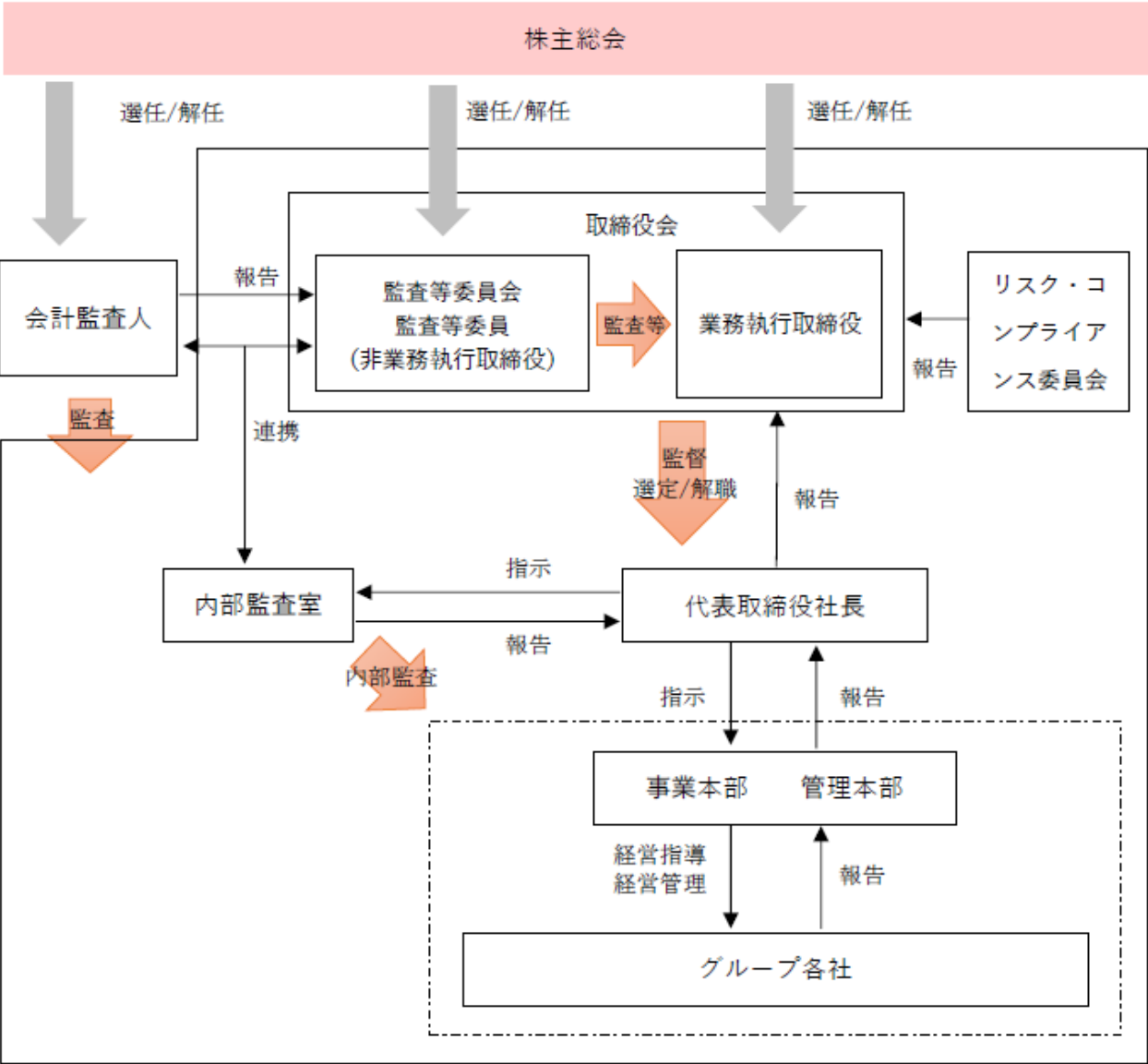
買収への対応方針の導入の有無	更新	なし
----------------	----	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付いたします。

[コーポレート・ガバナンス体制の概要]



[適時開示体制の概要（模式図）]

